

佐賀県訓令甲第八号

くらし環境本部
佐賀県立図書館
佐賀県立博物館
佐賀県立美術館
佐賀県立九州陶磁文化館
佐賀県立名護屋城博物館
佐賀県立佐賀城本丸歴史館

佐賀県立図書館等に勤務する職員の週休日等に関する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県立図書館等に勤務する職員の週休日等に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「条例」という。)(第四条の規定に基づき、次に掲げる施設に勤務する職員(以下「職員」という。)(の週休日及び勤務時間の割振り及び休憩時間に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 佐賀県立図書館
- 二 佐賀県立博物館
- 三 佐賀県立美術館
- 四 佐賀県立九州陶磁文化館
- 五 佐賀県立名護屋城博物館
- 六 佐賀県立佐賀城本丸歴史館

(週休日)

第二条 職員の週休日は、毎四週間につき八日（育児短時間勤務職員等（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）にあっては八日以上でその職員の育児短時間勤務等の内容（条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務等の内容をいう。以下同じ。）に従ったもの、短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員及び条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあっては八日以上）となるように、前条各号に掲げる施設の長（以下「館長」という。）が職員ごとに指定する日とする。

（勤務時間の割振り）

第三条 職員の勤務時間は、館長が、職員ごとに毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分となるように、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間は、館長が、職員ごとに毎四週間につき一週間当たりの勤務時間がその職員について知事が別に定めた勤務時間（育児短時間勤務職員等にあつては、その職員について知事が別に定めた勤務時間でその職員の育児短時間勤務等の内容に従ったもの）となるように、前条の週休日以外の日においてその割振りを行うものとする。

（休憩時間）

第四条 職員の休憩時間は、館長がそれぞれ所定の時間を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。